

2020年3月25日

各 位

ミライフ西日本株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うガス料金・電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省から料金支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、以下の通り、特別措置を講ずることいたしましたのでお知らせいたします。

### ■参考

経済産業省発表（2020年3月19日）

[「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」](#)

[「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」](#)

### <特別措置の対象者>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けており、一時的に料金のお支払いに困難を来しているお客さま。

### <特別措置の申込方法>

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

お申し込みの際、お客さまが適用対象に該当されているか確認させていただきますので、緊急貸付に関する書類をお手元にご準備のうえ、ご連絡いただきますようお願いいたします。なお、お申し込みの後、緊急貸付の決定が確認できる書類（写し）を郵送によりご提出頂く場合がございます。

### <特別措置の内容>

○支払期日の1ヵ月延長

2020年4・5月分のガス料金について、通常のお支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします。

なお、2020年4月事業開始予定である電力小売事業につきましても、ガス料金と同様の特別措置を実施する予定です。

※「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」については[こちら](#)（厚生労働省ホームページ）

特別措置のお申込みについては、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

お問合せ・お申込み先

ミライフ西日本株式会社 カスタマーセンター

**【関西エリアにお住まいのお客さま】 0120-3612-02**

**【中部エリアにお住まいのお客さま】 0120-555-687**

**【北陸エリアにお住まいのお客さま】 0120-3612-87**

平日 9:00-17:30 (土・日・祝日を除く)